

学校経営のポイント

“航海する学校”とナビゲーター(校長・教頭)の任務

若井 彌一

教育関係者には周知のごとく、学習指導要領の「総則」冒頭の一文は、「各学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い、児童（生徒）の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童（生徒）の心身の発達段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする」というものである。

航海する学校

文中の「地域や学校の実態」は、多様である。だからこそ「学校においては」でなく「各学校においては」と、個々の、あるいはそれぞれのという意味を強調した表現をとることには積極的な意義が認められる。

小学校 2万3,964、中学校 1万1,191、高等学校 5,479、中等教育学校 7、盲学校 71、聾学校 107、養護学校 818（平成 13年 5月 1日現在。文科省の「学校基本調査速報」による）の諸学校は、まさしく量的にも質的にも多様な「各学校」である。

各学校は、編成された教育課程を拠りどころとして、教育活動の実践を展開する。各学校を船に譬えるならば、教育課程は各学校丸の航海図（航海計画）であり、日々の教育活動の実践の展開は航海そのものである。

学習指導要領の「基準性」あるいは「法的拘束力」が強調され、それを遵守することの必要性が強く意識されていた時代の航海は、いわば航路が厳格に決められていた「規定重視型航海」とでも称しうるものであった。

これに対して、「総合的な学習の時間」の導入を図った今回の学習指導要領の改訂に基づく航海では、各学校丸の創意工夫に満ちた、比較的自由度の高い航海が期待されており、いわば「自由重視型航海」

あるいは「裁量重視型航海」とでも称しうるものである。

ナビゲーターとしての校長・教頭の任務

自由度や裁量性の大きい航海をするうえで、航海士長（校長）と副航海士長（教頭）の果たすべき任務は、航海計画の策定と航海の実施の双方にかかわってきわめて重い。航路のスケールが大きくなればなるほど、である。

客船であれば、乗船客に、その航海がどれほど充実したものであるかを訴えることのできる航海計画を策定し、PRしなくてはならない。このことに失敗すれば客離れを招き、ジリ貧状態に陥れば、航海できない船となる。航海できない船は、無用の長物でしかない。

航海計画が、見た目には立派・魅力的であっても、実際の航海が内容に乏しく、乗船客が時間をもて余すようなものであっては、客は二度と寄りつかなくなる。「看板に偽りあり」として、場合によっては詐欺の罪（刑法第 246 条）で訴えられることもあり得る。

校長・教頭は、このような経営感覚をもって教育課程の編成と実施についてのナビゲーターの任務を遂行することに努めたい。

（わかい・やいち = 上越教育大学教授）

キーワードは“教師”と“子ども”！
“読本シリーズ”最新刊 好評発売中

- 『発展的学習の指導の手引き』高階玲治編・2100 円
- 『子どもの学力読本』新井郁男編・2100 円
- 『指導力不足教員』読本』八尾坂修編・2100 円

本紙はホームページでも閲覧できます
<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>

11月の研修図書 11月17日発売！ 新指導要領と新指導要録下の月別指導実務解説 教育開発研究所刊

学校経営相談 12ヵ月〔全6巻〕No. 4『教育指導・教育評価』B5判 230頁・定価 2,310円

【好評発売中】No. 1「学校の組織・運営」/ No. 2「生徒指導・進路指導」/ No. 3「教育課程経営」